

重度障害者等通勤対策助成金（通勤用自動車の購入）

当該助成金は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の4第1項第1号子の規定に基づき、障害の理由により通勤することが容易でないため、自ら運転する自動車により通勤する必要がある者に当該通勤のために使用させる自動車を購入しなければ、対象障害者の雇用の継続が困難であると認められる事業主に対して支給されるものです。

（対象障害者の障害がなければ、住宅から公共交通機関等を使用すること等により通勤できるため当該措置を行う必要はないが、対象障害者の障害特性のみの理由により住宅から公共交通機関等を使用すること等による通勤ができないため、通勤用自動車の購入を行わなければ対象障害者の雇用の継続が困難であると認められる場合です。ただし、申請時点において対象障害者が雇用されてから6か月を超えている場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、雇用の継続が図られており、既に今まで通勤困難性に対する措置がなされていることから助成対象とはなりません。

なお、ここでいう「やむを得ない理由があると認められる場合」とは、次の場合をいいます。

- ①対象障害者が中途障害者となった場合、又は障害の重度化が認められる場合であって、障害者手帳の写し又は指定医の診断書により通勤が困難になった理由が障害の進行等によるものであることが確認できる場合。なお、中途障害者となった日又は職場復帰した日のいずれか遅い日から6か月を超える期間が経過した場合は支給対象障害者となりません。
- ②人事異動等（支給対象事業主の事業所間及び事業所内で転勤、配置転換等により地位、勤務形態及び職務内容等が変更になることをいい、採用を除きます）の場合。ただし、人事異動等から6か月を超える期間が経過した場合は支給対象障害者となりません。）

その申請にあたっては以下の事項にご留意ください。

1 対象障害者の通勤困難性について

対象障害者の住宅から申請事業所まで公共交通機関等で通勤した場合に、その通勤経路では対象障害者の障害により通勤が困難である理由を具体的に説明していただきます。

なお、次の①～③に示す例のように対象障害者の障害の有無にかかわらず対象障害者の住宅から事業所までの通勤方法が自動車に限られる場合や公共交通機関等による通勤が事業主の都合で困難になった場合等は、対象障害者

の障害の理由により通勤が困難になったものではないことから助成対象とはなりません。

- ① 対象障害者の住宅から事業所まで通勤できる公共交通機関がない等、そもそも自動車等の車両運搬具を使用しなければ通勤が不可能である場合
- ② 対象障害者の住宅から事業所まで通常では通勤しないような相当の距離があり、通常公共交通機関で通勤することが困難である場合
- ③ 対象障害者の入社後、事業所が移転したことにより公共交通機関等による通勤が困難になった場合

なお、通勤が困難になった理由が障害の進行等によるものである場合はその確認のために、指定医の診断書を添付してください。

2 申請に係る自動車について

申請に係る自動車について、改造がある場合は、対象障害者の障害に対応した改造であるか明確に説明してください。見積書に改造と思われる付属品の計上があっても明確に説明がない場合又は対象障害者の障害と関連性があると認められない場合は、改造されていないものとして取り扱います。

また、対象障害者が車いすを使用する障害者であって車いすを使用したまま乗車できるような改造が必要な場合等特段の理由がない場合は、普通自動車（3ナンバー）や通勤にはなじまない定員数の自動車は助成対象とはなりません。

3 支給対象費用について

支給対象費用は車両本体価格に、対象障害者の障害の種類、程度に応じて必要な構造又は設備の整備に要する費用及びスタッドレスタイヤほか寒冷地仕様の費用（機構が認めた地域に限ります。）を加算した額とします。なお、エアコン、ラジオ等が標準装備として車両本体価格に含まれている場合は支給対象費用とみなします。

4 その他

助成金の助成対象となる通勤用自動車は、対象障害者の通勤のために使用されるものであることから、対象障害者の私用（通院を含みます。）や事業所の営業活動等、対象障害者の通勤以外の用途に使用することは認められません。

また、障害者助成事業実施状況報告書提出時に助成対象車両の走行距離数について報告することとなり、対象障害者の通勤のみに使用した場合に想定される走行距離数と乖離があり、対象障害者の通勤以外の用途に使用したと認められる場合は、助成金の返還の対象となる場合があるので注意してください。